

良好な自転車交通秩序の実現に向けた制度改正について

1 要旨・目的

令和6年5月24日に自転車等に関する道路交通法の一部を改正する法律が公布されたもの。

2 現状・背景

県内における自転車が関係する交通事故発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年8月末
事故件数	1,227	975	964	901	996	593
違反あり	659	476	430	394	626	263
違反なし	568	499	534	507	370	330
負傷者数	1,208	935	954	880	965	575
重傷者数	206	185	218	157	192	101
死者数	6	10	4	6	7	7

3 概要

(1) 対象者

自転車利用者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 自転車利用者による交通違反に対する罰則の整備（令和6年11月1日施行）

自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止し、罰則規定を整備するとともに、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為に係る罰則規定を整備するもの。

イ ペダル付き原動機付自転車の運転の定義の明確化（令和6年11月1日施行）

ペダルが備えられている原動機付自転車について、原動機を作動させず、ペダルのみを用いて走行させる行為が、原動機付自転車の「運転」に該当することを法律上明確に規定するもの。

ウ 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用（公布日から2年以内に施行）

自転車の交通違反の検挙件数が増加する中、これらを簡易、迅速に処理することで、刑事手続に伴う手続的な負担の軽減を図るとともに、実効性のある制裁を科すため、16歳以上の自転車の運転者がした一定の違反行為を当該制度の対象とするもの。

エ 自転車の安全を確保するための規定の創設（公布日から2年以内に施行）

車道における自転車と自動車の側方接触を防止するため、自動車が自転車の右側を通過する際のそれぞれの通行方法に係る規定を整備するもの。

(3) 今後の対応

ア 県警察ホームページやSNS等を活用した交通ルール遵守の重要性に関する情報発信

イ あらゆる年齢や対象に応じた交通安全教育や広報啓発活動

ウ 自転車利用者による交通違反に対する指導取締り



令和6年5月24日公布

自転車に関する道路交通法の改正

令和6年11月1日施行

ながらスマホの禁止

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助への罰則

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されます。

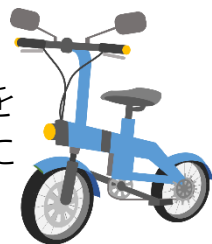
違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



ペダル付き原動機付自転車の運転の定義

ペダル付き原動機付自転車を原動機を用いずペダルのみを用い人の力で走行させる行為が原動機付自転車の「運転」に該当することが明確化されます。



公布から2年以内に施行

反則通告制度（青切符）の適用

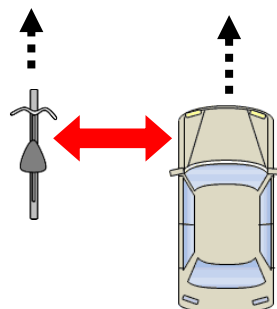
16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの交通違反については、いわゆる青切符による交通反則通告制度の対象となります。



自動車が自転車の側方を通過する際の通行方法

自動車は自転車の右側を通過する場合、十分な間隔がないときは、

- 自動車はその間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行をそれぞれ義務付けます。



自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 ▶ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 ▶ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

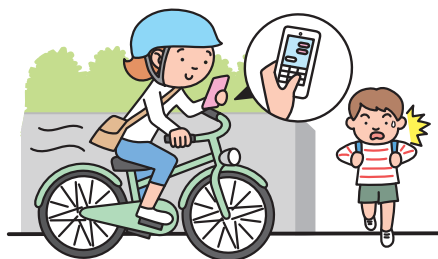
交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。